

# 伴走支援型特別保証制度改正概要

## 主な改正点 (令和4年2月1日受付分から適用)

- 1.保証限度額の引き上げ (4,000万円→6,000万円)
- 2.セーフティネット保証5号の場合において、売上高等減少率が15%未満であっても、一定の要件に該当する場合対象。
- 3.セーフティ枠に加え、一般枠についても対象。

### 主な改正点 2.補足

一定の要件 ➤ 最近1か月間※に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること※最近1か月間とは記入日時点から遡って3か月間のうちいずれかの月

必要書類 ➤ 5号認定書に加え、「売上高減少要件確認書」が必要

#### 例) 売上高減少要件確認書の記入が令和4年1月の場合

令和3年10月～12月のいずれかから遡って前年同月の令和2年10月～12月と令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均を比較。

※令和3年10月を最近1か月間とした場合は令和2年10月が対象。

令和2年11月、12月を対象とすることはできない。



### 主な改正点 3.補足

①最近1か月間※の売上高が前年同月の売上高と比較し15%以上減少

②最近1か月間※の売上高が前年同月の売上高と比較し5%以上減少かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の

決算の月平均と比較して15%以上減少

※最近1か月間とは記入日時点から遡って3か月間のうちいずれかの月

必要書類 ➤ ①②いずれも「売上高減少要件確認書」が必要

#### 例) 売上高減少要件確認書記入日が令和4年1月の場合

①②令和3年10月～12月のいずれかと令和2年10月～12月のいずれかを比較。

②令和2年10月～12月のいずれかと令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均を比較。

※令和3年10月を最近1か月間とした場合は令和2年10月が対象。令和2年11月、12月を対象とすることはできない。

